

被害防止計画目標評価報告書

1 対象地域及び実施期間

対象地域	江府町
実施期間	令和2年度～令和4年度

2 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業内容	対象鳥獣	事業量	管理主体	供用開始	事業効果
対象鳥獣の捕獲	イノシシ ニホンジカ	イノシシ R2 128頭 R4 143頭 ニホンジカ R2 40頭 R3 77頭 R4 106頭	江府町有害鳥獣駆除連絡協議会	令和2年度	R2は国の集中捕獲キャンペーン(交付金)を活用してイノシシ捕獲に取り組んだこともあってか、128頭と捕獲数がピークになった。また、R4からのイノシシ捕獲に対する交付金活用により、前年度落ち込んだ捕獲数がR4は143頭に少し回復した。
侵入防止柵の整備	イノシシ	R2 ワイヤメッシュ柵 L=4,388m R3 ワイヤメッシュ柵 L=2,212m	地元受益者	R2. 12. 7 R3. 12. 24	

3 被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	基準年(年度)の 実績値(A)	目標値 (B)	目標年(年度) の実績値(C)	達成率(%) (A-C)/(A-B)	備考
被害面積 (a)	179	125	60	220	
被害額 (千円)	2,297	1,608	665	237	

4 総合評価

令和2年度～令和4年度の3年間において、有害鳥獣による被害面積、被害額共に被害軽減目標を達成できた。鳥獣被害の内訳としては、主にイノシシによる被害となっている。

イノシシの被害状況は水稻の食害及び踏付け被害が主であるが、畦畔や水路周辺部の掘り起こしによる被害も発生している。侵入防止柵の整備により、整備済の区域においては被害が減少している。しかし、侵入防止柵未整備の地域のほか、集落柵を整備した地域でも破損発見の遅れや見落としにより被害が継続している。

また、令和2年度～令和4年度の3年間においてイノシシの捕獲数は、令和2年度をピークとし、令和3年度・令和4年度は捕獲数が減少している。農地周りの生息数が自然減等により減少した可能性も考えられる。

今後の主な改善策として、引き続き未整備団地への侵入防止柵整備や捕獲檻等による捕獲を行い、被害の軽減目標の達成を目指す。被害農地は侵入防止柵未整備地が主であるため、今後も事業を活用し整備を行っていく。町内農家の高齢化等から整備の話が受益者間で進まないケースも発生してくると思われるが、役場等も受益者間の話し合いのサポートを行い、集落営農体制や後継者育成を踏まえたうえで侵入防止柵整備を進めていきたい。また、捕獲檻等による農地周辺での捕獲や誘因環境の除去等も併せて行い、被害低減を効果的に進めていきたい。

5 第三者の意見

町内の多くの地区で、進入防止柵整備が進んでいるが、整備が進んでいない地区は被害が増大している。また早期に整備された地区は、防止柵等が老朽化し適正な管理ができていない地区では、被害が発生している。侵入防止柵整備や維持管理、捕獲駆除等の鳥獣被害対策の更なる推進によって町内の被害を減らすことが、必要だと考える。

(一財) 奥大山農業公社 事務局長 下垣吉正)

- (注) 1 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要領別記1の第6の2の(1)及び(2)に基づき実施要領(別記1)別記様式第4号の改善計画を作成し、知事に提出すること。
- 2 2の事業効果には、実施要領(別記1)別記様式第8号を参考に事業の実施により発現した効果を幅広く定量的に記入すること。なお、処理加工施設又は捕獲技術高度化施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。
- 3 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。
- 4 鳥獣被害防止施設の整備を行った場合には、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を別紙に具体的に記載し、添付すること。